

諮問実施機関：滋賀県知事（精神保健福祉センター）

諮問日：平成25年10月28日（諮問第14号）

答申日：平成26年7月17日（答申第14号）

事件名：「措置入院に関する診断書」の開示請求に係る一部開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し行った保有個人情報の一部を不開示とする決定のうち、「精神保健指定医の氏名」および「（行政庁における記載欄）」のうち、一般職に属する滋賀県職員以外の「職員氏名」を不開示とした決定は妥当であるが、その他の不開示とした部分は開示すべきである。

第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、平成25年9月9日付けで滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「請求者にかかる平成25年〇月〇日付けで滋賀県立精神保健福祉センター所長が法第29条の2第1項の規定に基づき指定医に診察をさせた診断書および平成25年〇月〇日付けで滋賀県知事が法第27条第1項の規定に基づき指定医に診察させた診断書」（以下「本件個人情報」という。）の開示を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件個人情報のうち、「精神保健指定医の氏名」、「行政庁における記載欄における職員氏名」については、条例第15条第2号により、「病名」欄、「生活歴および現病歴」欄、「重大な問題行動」欄、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄、「診察時の特記事項」欄については、同条第7号イに該当するものとして不開示とし、条例第19条第1項の規定に基づき、一部開示の決定を行い、その旨を平成25年9月24日付け滋精保福第734号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件個人情報の一部開示決定のうち、「病名」欄、「生活歴および現病歴」欄、「重大な問題行動」欄、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄、「診察時の特記事項」欄にかかる不開示を不服として平成25年10月1日、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成25年10月28日付け滋精保福第870号で、条例第43条第1項の規定に基づき、当審議会に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件個人情報のうち、不開示となった「病名」「生活歴および現病歴」「重大な問題行動」「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」「診察時の特記事項」の記載内容は本人の情報であり、当該部分の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書および口頭意見による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 診断書に記載されている内容は、虚偽である。

措置入院していた際の診断書を入手したが、病名は心因ストレスであり、常軌を逸している旨の記載はなかった。現代社会でストレスを感じない人はいないのであり、措置入院診断書の内容は虚偽である。

(2) 今回の措置入院の診断は、行政と警察が仕組んだものである。

今回の事案は、警察がある容疑で私のところに捜査に入ったが、何も証拠が出なかったため、それをごまかすために、私を常軌を逸した人間扱いして、医師に助けを求めて入院させたものである。

(3) このような事実があったことを公にする必要がある。

警察の権力行使による人権侵害は滋賀県において二度と起きることがないようにしていただきたいと考えており、今回の事案を公にし啓発する必要があると考えている。

(4) 「精神保健指定医氏名」および「(行政庁における記載欄)」の「職員氏名」も開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

不開示理由説明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 「病名」「生活歴および現病歴」「重大な問題行動」「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」「診察時の特記事項」の不開示

措置入院は、精神障害のために自身を傷つけまたは他人に害を及ぼすおそれがあると認められる場合に、県知事の命令によって行う強制的な入院措置であることから、その発動に当たっては、極めて厳格、慎重な手続きが求められるものである。

措置入院の可否を判断するための「措置入院に関する診断書」の内容について、診察者(精神保健指定医)は、客観的かつ具体的な記載を行わなければならないが、「病名」「生活歴および現病歴」「重大な問題行動」「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」「診察時の特記事項」の五つの項目については、その性質上、被診察者の認識や意向等に沿わない内容を含むものである。これらの情報が開示されると、診察者が本人の感情や反応等に配慮し、また誤解や反発をおそれ、その記載を

簡略化したり、正確に記述することを躊躇するなど、診断内容の形骸化をもたらすことになりかねない。このことは、県知事が措置入院の要否を判断する際、適切で十分な情報を得ることを困難にし、結果、措置入院制度の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあり、条例第15条第7号イ「開示することにより、個人の評価、診断、判定、選考、指導等に係る事務に関し、当該事務の目的が達成することができなくなり、またはこれらの事務の公正もしくは円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるもの」に該当する。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例は、個人の権利利益を保護することを目的に、第1条および第13条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障している。

条例で定めている開示請求制度は、個人が、実施機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、実施機関においては不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。

一方で、条例は開示の例外として実施機関が開示しないことのできる個人情報を第15条各号に制限的に列挙し、本人や第三者、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護する必要がある場合について規定しており、開示・不開示の判断に当たっては、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較考量する必要がある。

このような観点から、以下判断する。

2 「措置入院に関する診断書」の「病名」欄、「生活歴および現病歴」欄、「重大な問題行動」欄、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄、「診察時の特記事項」欄の不開示の条例第15条第7号イ該当性について

(1) 条例第15条第7号該当性の判断基準

条例第15条第7号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報とするものである。そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が要求されると解される。

(2) 条例第15条第7号イ該当性について

条例第15条第7号イは、個人の評価、診断、判定、選考、指導等の事務に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるものについては、開示しないこととしている。

開示請求の対象となった「措置入院に関する診断書」は、知事が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健法」という。）第24条の規定に基づく警察官の通報を受け、同法第27条および第29条の2の規定に基づき、精神障害者又はその疑いのある者を措置入院させるかどうかを判定するにあたって精神保健指定医をして診察を行わせたものである。

実施機関は、当該「措置入院に関する診断書」のうち、「病名」欄、「生活歴および現病歴」欄、「重大な問題行動」欄、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄のうち算用数字およびこれに付した丸印ならびにⅡ知能の欄括弧内、「診察時の特記事項」欄の記載を不開示とした。

その「病名」欄には、精神保健指定医が医学的・専門的見地から診断を行い判定した診断名、病名が記載され、「生活歴および現病歴」欄には、指定医が関係者から聞き取った情報をもとに、措置入院が必要であるかどうかを医学的に判断するために必要であると判断した受診者の生活歴と病歴が記載されている。さらに、「重大な問題行動」欄には、当該欄に列挙された自傷行為、他害行為等の問題行動に該当する事実がこれまでにあったかどうか、今後のおそれがあるかどうかを丸印を付することによって記載され、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄には、当該欄に列挙された現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像のいずれかに該当するかどうかを該当項目に丸印を付することによって記載される。

また、「診察時の特記事項」欄には、指定医が医学的、専門的見地から本人の病状および問題行動等の状況を踏まえた今後の自傷他害のおそれについての総合的な判断が記述式で記載される。

この指定医が行う診察、診断では、精神保健法における措置入院制度が、本人の意思に反して強制的に入院させることができる制度であることから、極めて厳格、適正な手続きが要請され、患者本人や家族の意向にとらわれない客観的かつ具体的な内容であることが要求されるものである。

よって、これらの情報を開示することを前提とすると、場合によっては、指定医が、診察者との間に軋轢や紛争が生じかねないことに配慮して、記載内容を簡略化することなどにより、診断の形骸化がもたらされるおそれが生じることも想定されないわけではない。

また、当該診察は、病状の改善という共通の目的をもって将来にわたって被診察者と医師とが相互に信頼、協力関係にある通常の治療行為とは異なるものであって、それらの情報が、治療上の医学的、専門的見地を伴うことなく、異議申立人本人の心身等の状況を踏まえないまま開示されると、場合によっては、本人に誤解、混乱を生じさせ、治療上の障害となったり、ひいては当該本人の心身に悪影響を及ぼすおそれが生じることも想定されないわけではない。

これまで措置入院診断書の開示、不開示について争われた裁判例や他の地方公共団

体における答申例をみると、開示を認めている事例と認めていない事例があるが、開示を認めていない事例は、本人やその家族が、指定医や関係職員に対し執拗なつきまといを行っている場合や本人の治療に支障が生じるなど、今後の措置入院制度の適正な運営に支障をきたす具体的な事象が生じている場合が多い。

今回の申立てにかかる事案の場合、異議申立人および実施機関からの聞き取りや提出されている書類からは、具体的に、そのような事象は生じているとは認められず、このような状況において、本人からの開示請求においても本人の診断結果をなお不開示とすべきかどうか、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較考量して検討する必要がある。

ア 病名

今回の事案においては、措置入院が決定したことに関し、本人が、指定医や関係職員に対し、執拗なつきまといを行うなどの事実は認められず、また、異議申立人は指定病院の主治医から措置入院期間中の診断書を入手し、入院時の病名を知っていることから、今後の治療のことを考慮しても病名を開示することは本人に悪影響を及ぼすとは考えられず、そのことによって制度の適正な運営に支障をきたすとも考えられない。

イ 生活歴、現病歴、重大な問題行動、診察時の特記事項

これらの記載のうち本人の症状に関わる部分については、上記アで記載した病名の取扱いと同様である。

しかし、生活歴、現病歴の記載において、通報者等、本人以外の第三者が特定される内容が記載されている場合には、不開示とされるべき内容が存在する可能性があるが、今回の事案に係る診断書の記載においては、本人以外の第三者を特定する記載内容はなく不開示とすべき部分は存在しない。

以上のことから、今回の事案においては、これらの個人情報を本人に開示したとしても、県の措置入院事務の今後の適正な遂行に支障を生じさせることが認められるとまでは言えず、条例第15条第7号イに該当し、不開示とすることは妥当でない。

3 「精神保健指定医氏名」および「(行政庁の記載欄)」の「職員氏名」の不開示の条例第15条第2号該当性について

(1) 条例第15条第2号ア該当性の判断基準

条例第15条第2号は、本人に関する情報の中に他の個人情報が含まれている場合において、その情報を本人に開示することにより、その中に含まれる他の個人の正当な利益が侵されることがあるため、このような場合には開示をしないというものであるが、例外として、法令等の規定によりまたは慣行として開示請求者が知ることができ、または知ることが予定されている情報は開示することとされている。

この場合において、慣行として知ることができる情報とは、慣習法としての法的規範を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができることで足りるとされている。

(2) 条例第15条第2号ア該当性について

ア 「精神保健指定医氏名」について

措置入院診断時の事務手続に関して実施機関に確認したところ、措置入院診察時の業務マニュアルでは、本人に指定医の氏名を告知することとされ、今回の事案においてもマニュアルどおりに告知はされているが、指定医は名札を付けていないとのことであった。このように診察開始時にのみ知ることができる状況においては、実質的に条例第15条第2号アの慣行として開示請求者が知ることができる情報であるとまでは言えないことから、開示請求に対して不開示としたことは妥当である。

イ 「(行政庁における記載欄)」の「職員氏名」について

行政庁の記載欄に記載された職員氏名のうち一般職に属する滋賀県職員については、職員録により職および氏名が公になっており条例第15条第2号アの慣行情報に該当することから開示すべきであるが、それ以外の職員の職務遂行に係る情報については、条例第15条第2号ウに該当する職名のみ開示すべきである。

4 平成23年9月13日当審議会答申との関係について

平成23年9月13日の当審議会答申(以下「前回答申」という。)は、措置入院の診断の結果、入院措置は不要とされた事案に係るものであったところ、本人からの今回の事案と同種の開示請求に対し、「病名」欄、「生活歴および現病歴」欄、「重大な問題行動」欄、「現在の精神症状、その他重要な症状、問題行動等、現在の状態像」欄(算用数字およびこれに付した丸印ならびにⅡ知能の欄の括弧内に限る。),"「診察時の特記事項」欄を不開示とした実施機関の判断を妥当としたものである。

前回答申は、条例第15条第7号について、「条例第15条第7号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、情報を開示することにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを不開示情報とするものであり、その『支障』については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、『おそれ』については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する利益等の侵害の蓋然性が要求される」と解した上で、上述の範囲での不開示を妥当と判断したものである。

本審査会としては、今回の事案においても、条例第15条第7号を前回答申と同様に解した上で、今回の事案の事実関係に即して慎重に判断したものである。

第6 まとめ

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。